［ア～コ　略］

サ　27.0GHzを超え29.5GHz以下の周波数帯

［(5)・(6)　略］

［４～12　略］

［第二～第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記　号
［略］	
第２条第１項第11号の31に掲げる無線設備	ＦＲ
第２条第１項第11号の32に掲げる無線設備	ＧＲ
［略］	
第２条第１項第47号の２に掲げる無線設備	ＶＵ
第２条第１項第47号の３に掲げる無線設備	ＵＯ
［略］	

［５　略］

［ア～コ　同左］

［新設］

［(5)・(6)　同左］

［４～12　同左］

［第二～第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記　号
［同左］	
第２条第１項第11号の31に掲げる無線設備	ＦＲ
［同左］	
第２条第１項第47号の２に掲げる無線設備	ＶＵ
［同左］	

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の無線設備規則第十四条の二に規定する無線局の無線設備に係る電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。